

## ◎ 農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会を開催しました

県内の農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象に、令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会を開催し、1,053名の方に出席・参加いただきました。

- ・尾張会場（尾張、海部、名古屋地域が対象）405名出席  
9月6日（金）名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）
- ・西三河会場（知多、西三河、豊田加茂地域が対象）478名出席  
9月10日（火）パティオ池鯉鮒（知立市文化会館）
- ・東三河会場（新城設楽、東三河地域が対象）170名出席  
9月12日（木）豊川市文化会館



川上会長（西三河会場）

研修会は、主催者挨拶及び来賓挨拶の後、東海農政局から「食料・農業・農村基本法の改正内容と関連施策について」、一般社団法人全国農業会議所から「農業・農政を巡る情勢と農業委員会組織の活動について」、愛知県農業会議から「農地利用最適化活動の推進について」、愛知県農業振興課から「地域計画策定後の農地の賃貸借等について」、公益財団法人愛知県農業振興基金から「令和6年度農地中間管理事業活動方針」について、それぞれ説明がありました。



農業会議 大西室長



研修風景（西三河会場・パティオ池鯉鮒）

研修会における質疑応答の一部を紹介します。

①県は開発を支援するのか農地を守ることを支援するのかとの質問に、県農業水産局は農地を守る立場であるが、市町村は企業の誘致・進出による地域の発展を踏まえた計画等を策定しているため、守るべき農地は地域計画等に位置付けて守っていくことが大切であるとされました。

これに補足して、司会進行の農業会議事務局次長から、西尾市や安城市の農業委員会が相次ぐ開発に対し、市長あての意見書を提出した例を紹介しました。

行政は様々な立場の主張を調整し、地域がより良くなることを目指すものであり、そうした意味でも、農業者をはじめとする多くの関係者による地域計画作りとそうした話合いの継続は非常に重要となりますので、農業会議としては、引き続き各地域の農業委員会活動の支援に努めてまいります。

②営農型太陽光発電のための一時転用許可における下部の農地で、適切な営農が行われていると認めるには疑義のある場合についての質問には、「許可要件に適合するものは許可しつつ、許可後に適切な営農が行われていないものについては改善指導等を通じて適切な営農の継続を指導していく」との回答が、後日、県から示されました。

③東三河5市から意見書が提出されていましたが中間管理機構による所有権移転取扱いについて、来年度からの実施に向けて検討していることを再確認するとともに、その手続きやスケジュールを早期に示すこと、さらにはその他の取扱い等についても早期の情報提供を県に対し要望し、了承を得ました。